

社会福祉法人長生共楽園 役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長生共楽園（以下、「法人」という。）の定款第8条および第21条の規定に基づき、役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬（以下、「報酬」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、常時勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第8条に基づき置かれる者をいう。

(役員等の報酬の支給と控除)

第3条 法人は、役員等に勤務形態に応じた次のとおりの報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、原則、月額報酬、役位手当および賞与を支給する。なお、職員を兼務する常勤役員の報酬は、兼務の状況によって役員報酬と職員給与とを区分して別に定め支給する。
- 3 非常勤役員および評議員には、業務に応じた報酬を支給し、賞与は支給しない。なお、評議員には定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 4 月の途中で常勤役員に就任したとき、または月の途中でその職を退任したときは、報酬を日割り計算により支給するものとする。
- 5 報酬から所定の料率により計算した税金・社会保険料等を控除するものとする。

(役員等の報酬)

第4条 役員等の報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定める。ただし、評議員の各年度の報酬の総額は、定款第8条の規定によるものとする。

- (1) 常勤役員に対する月額報酬および役位手当は、別表1のとおりとし、賞与については、別表2のとおりとする。
- (2) 非常勤役員の報酬の額は、別表3のとおりとする。
- (3) 評議員の報酬の額は、別表3のとおりとする。

(職員給与との併給による報酬)

第5条 前条第1項第1号のうち、法人の使用人また職員を兼職し、職員給与を支給している者の役員等の報酬は、別表4のとおりとする。

(費用弁償)

第6条 法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を出張費として支給することができる。支給は、別表5のとおりとする。ただし、法人職員を兼職し、職員給与を支給している役員等は、社会福祉法人長生共楽園旅費規程により支給し、この規程の適用を受けないものとする。

(報酬の支給日)

第7条 常勤役員の報酬(第6条第1項および第2項に規定される支払いを除く。)は、毎月末日に支払うものとする。なお、支給日が国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに土曜日および日曜日にあたる場合は、当月内の当該日に最も近い国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに土曜日および日曜日以外の日に支払うものとする。

- 2 第3条第2項における賞与は、社会福祉法人長生共楽園給与規定第18条における期末手当の支給日に準じて支払うものとする。
- 3 第4条第1項第2号に規定する非常勤役員の報酬は、別表3に示される当該会議の都度支払うものとする。なお、監事の報酬区分における監査に係る報酬は、事業報告およびその附属明細書の承認ならびに評議員会への提案を議決する理事会ごとの支払いとする。
- 4 第4条第1項第3号に規定する評議員の報酬は、別表3に示される当該会議の都度支払うものとする。
- 5 第6条第1項に規定する費用は、必要の都度支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第8条 報酬は、本人に現金支給の方法により払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬は、第3条第5項に規定するもののほか、法令に定めるところにより控除すべき金額および本人から申し出のあったときには、立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改版)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成7年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 常勤役員の報酬

1 常勤役員（常勤理事）	月額	125,000円
2 役位手当	理事長	10,000円

別表2 常勤役員の賞与

1 各事業年度 6月の賞与	別表1の報酬月額	の6か月分
2 各事業年度 12月の賞与	別表1の報酬月額	の6か月分

別表3 非常勤役員等の報酬

1 理事の報酬	理事会等会議への出席の都度、一人一律	15,000円
2 監事の報酬	イ 監査に係る報酬として、一事業年度につき、 一人一律	30,000円
	ロ 理事会等会議への出席の都度、 一人一律	15,000円
3 評議員の報酬	評議員会への出席の都度、一人一律	15,000円

別表4 職員給与との併給による報酬

- 1 法人職員を兼職し、職員給与を支給している役員については、職員給与に加えて役員報酬を下表の報酬を支給する。

役職名	報酬の額
理事長	月額 15,000円
常務理事	月額 10,000円
理事	月額 5,000円
賞与	
1 各事業年度 6月の賞与	上表各役職の報酬月額の6か月分
2 各事業年度 12月の賞与	上表各役職の報酬月額の6か月分

- 2 法人職員を兼職し、職員給与を支給している役員については、役員報酬と職員給与の合計を下記の範囲内において支給する。

(1) 各月の報酬および職員給与合算の上限額

全ての役職について、月額上限 730,000円

別表5 役員等に支給する旅費

- 1 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当および宿泊料とし、次の各号のとおりとする。

(1) 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

(2) 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

- (3) 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
 - (4) 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの20円を支給する。ただし、定期バスの利用については、その路程に応じ旅客運賃により実費とする。
 - (5) 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たり10,000円を支給する。
 - (6) 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たり15,000円を支給する。ただし、法人あるいは研修会等用務の主催者があらかじめ準備し、指定した宿泊施設を利用する場合は、それに示された額とする。
- 2 旅行は、理事長又はその委任を受けた者（以下『旅行命令権者等』という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。なお、旅行命令権者等は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、業務の円滑なる遂行を図ることが出来ない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令を発することができる。
- 3 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要または、天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路および方法によって計算する。
- 4 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。
- 5 旅費（概算払含む）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その清算をしようとする者は、精算書を添えて、これを旅行命令権者等に提出しなければならない。
- 6 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、直ちに当該旅行について前記5に示す旅費の精算をしなければならない。
- 7 前記6の精算の結果、過払金があった場合には、当該過払金を精算しなければならない。